

中小企業・小規模事業者の支援情報（融資関係）

【大分県地域産業振興資金（災害復旧融資）】

災害により被災した中小企業者の事業復旧費に係る県制度資金の融資について、特別融資が適用されました。

- ・融資対象者 被災し復旧を図ろうとする中小企業者
- ・対象経費 今回の大雨により設備の損壊若しくは資材の流失、き損、滅失等により復旧又は経営の安定のために必要な資金
- ・融資限度額 企業 3,500万円、組合 7,000万円
- ・融資期間 設備資金 10年以内（うち据置1年以内）
運転資金 10年以内（うち据置1年以内）
- ・融資利率 年0.9%
- ・保証料 年0.0%以内
- ・担保等 原則として第三者保証人不要、必要に応じて担保徴求
- ・その他条件 市が発行する証明書及び罹災証明書または被災証明書が必要
※証明書は、市商工労政課で発行します。証明書の発行に必要なものとして、被災状況のわかる写真などを持参してください。
- ・取扱金融機関 大分銀行、豊和銀行、日田信用金庫、大分県信用組合
- ・取扱期限 平成29年12月31日まで

○証明書発行に関する問い合わせ 日田市商工労政課地域産業支援係 ☎ 22-8239

【日本政策金融公庫】

平成29年7月九州北部豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付。

- ・対象者 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者
- ・金利 中小企業事業 → 基準利率 1.21%
国民生活事業 → 基準利率（災害貸付）1.31%
※いずれも平成29年7月6日現在、貸付期間5年の場合
- ・貸付限度額 中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）
国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

（特別相談窓口）

日本政策金融公庫 別府支店 ☎ 0977-25-1151

日田商工会議所 ☎ 22-3184

【セーフティネット保証4号】

平成29年7月九州北部豪雨により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度。

- ・対象中小企業者 市内で1年間以上継続して事業を行っている中小企業者で、災害の発生に起因して当該災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者。
※売上高等の減少について、市の認定が必要になります。

○認定書に関する問い合わせ 日田市商工労政課地域産業支援係 ☎ 22-8239